

農業委員会だより

No. 24 2017年2月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL:22-8125

新年度を前に

本別町農業委員会会長

山西 輝美



委員会だよりの発行にあたり、ご挨拶申し上げます。農業者の皆様には、日頃より農業委員会の取り組みに対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返ると、春先の遅霜、風害、低温、長雨、台風、そして収穫作業の終了前の降雪と農家にとって大変な一年でした。そんな中でも、皆様の努力により大きな事故も無く、無事に一年が終えられたのは何よりも幸せな事だと思っております。TPPの問題も、アメリカの政権が変わり、その行方が不透明な状況となっております。トランプ新大統領は2国間協定を提唱しているようですが、そうなる日本との立場はTPPよりもさらに厳しい状況になる話も聞かれます。しかし、

私達農業者はどのような状況になろうと、一喜一憂すること無く成すべきことを成していくしか無いと思います。

さて、今年は農業委員の改選の年です。昨年の4月から公選制から選任制へとなっています。内容は、農村地区または農業関係団体による推薦と、希望者による応募を募り、議会の同意を持って選任されます。定員は15名です。また、女性や青年の登用、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1人以上含めることも求められています。2月1日より推薦、公募を受けていますが、農村地区において空白地区が生じないよう、ご協力をいただきたいと思っています。

農業委員会は、今後も優良農地を守り、有効利用や担い手への集積を進めてまいります。また、委員会は農業者年金の加入推進をしています。節税しつつ、老後のために加入をしていただきたいと思います。

最後になりますが、今年は好天に恵まれ、災害等や事故も無く、豊稔の秋が迎えられるようです。う祈念申し上げます。

全国農業者年金加入推進セミナーで

本別町農業委員会の活動を報告

昨年の11月30日に東京都砂防会館で開催された、全国農業者年金加入推進セミナーに荒木会長職務代理者が出席し、本別町農業委員会の農業者年金（以後年金）の取り組み活動を報告しました。

戸別訪問による対応等により、平成27年度の新規加入者数が23名と例年よりも増加しました。その取り組みや活動の報告を全国農業会議所から求められました。

昨年度から、農閑期である12月を年金の加入推進月間と設定し、期間中は委員全員がそれぞれの担当地区内の戸別訪問に力を注ぎました。

未加入者名簿を基に委員が訪問し、年金のパンフレットを用いて社会保険料控除の節税メリットがあることや、若手農業者の場合、条件を満たせば政策支援（国庫補助）が受けられることなどを口頭で丁寧に伝えることができました。

訪問する中で、「政策支援を受けられないII年金に加入することができない」と勘違いしている人や、「経営規模拡大や、子どもの教育費や養育費で手いっぱい、年金に回せる余裕がない」といった意見が出ました。今までに、年金に加入することのメリットを広報紙等でお知らせしてきましたが、あまり理解されていなかったことがわかりました。

訪問した皆さんの意見を踏まえ、今後も多くの方に加入していただけるよう、農業委員一同推進活動に励んでいきたいと思っています。



報告する荒木会長職務代理者

農業委員の公募期間中です

本別町では、本年7月で農業委員が任期満了となります。平成27年の農業委員会法改正に伴い、農業委員は公募となりました。

○定数は15名です。

定数は従来どおり。(8名以上が認定農業者でなければなりません)

○推薦および応募について

1. 地区、全域からの推薦
農業者等3名以上の推薦必要
2. 団体からの推薦
農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦
3. 一般応募
個人が自ら応募

○応募資格

1. 本別町に住所を有する者を基
本に、町外に住所を有する者も妨げない
2. 本別町が設置する他の付属機関の委員でない者。
3. 本別町の職員でない者
(その他詳細はお尋ねください。)

○応募書類

該当する次の書類に住民票の抄本を添付し、必要事項を記入して本別町農業委員会事務局へ提出してください。

1. 農業委員候補者推薦届出書
 2. 代表者証明書
 3. 農業委員会委員候補承諾書
 4. 農業委員応募届出書
- 書類については、町ホームページよりダウンロードできます。もしくは農業委員会事務局までお越しくたさるか、ご連絡いただければ郵送いたします。 電話22-8125

○応募期間

平成29年2月1日～2月28日

農地の売買、賃貸において公正で確かな判断ができるためにも、地域の実情を知っている委員が必要だと私たちは考えています。

町内各地の自治会長様に相談していただくとありますが、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年度十勝農業委員会

連合会講演会(11月16日)

「農業雇用と経営継承」
(ニュージールランドで取り組まれているシェアミルク制度)
昨年11月16日に、帯広市のとちかちプラザにて、帯広畜産大学仙北谷康教授による「農業雇用と経営継承」についての講演がありました。以下、その講演の内容を紹介します。

日本の農業では、農業経営体の減少や担い手の確保等の課題があり、それは十勝農業でも同じである。そこで新規農業参入の解決策の参考として、ニュージールランドで取り組まれている「シェアミルク」の事例を紹介する。

牧羊の印象の強いニュージールランド

であるが、20年ほど前からは酪農が上回るようになり、現在では世界の乳製品輸出量の30%を占めるまでになった。農家戸数は減少傾向であったが、10年ほど前からは微増となっている。その要因の一つとしてシェアミルク制度があると思われる。全体の35%の農場において、土地や施設の所有者(オーナー)はシェアミルクに経営を任せ、収益の

ほぼ半分を受け取るだけである。シェアミルクは、家畜と機械を所有し、圃場と施設をオーナーから借り受けて農場を経営するというもの。農場作業者として経験を積み、オーナーから認められればシェアミルクとして経営をすることができ、農場を購入してオーナー経営者となる道も用意されている。平均耕作面積が300ha程であり、また農地の価格も高めで推移しているため、この制度は農業への新規参入を容易にしているものと思われる。

講演を聴いていて、経営規模拡大の意欲の強い十勝ではすぐに取り入れられない制度であろうと思いましたが、興味深い制度であると感じました。



帯広畜産大学の仙北谷康教授

農業委員会管外研修

(11月24日～25日)

別海町農業委員会の年金の取り組み

人口1万5千人に対し、11万頭の乳牛を飼養する酪農王国である別海町は、農業者年金活動の先進地でもあります。平成27年度の新規加入者数は58名で全国1位、さらに政策支援加入者や女性の加入者数も、累計で全国1位です。その功績が称えられ、「農業者年金基金理事長賞」を受賞しています。

別海町では農業委員会と農協とが連携し、リーフレットの配布や未加入者等へのアンケート調査の実施、さらに新規就農者と56歳までの女性にダイレクトメール（個々の予想年金額を示す）を送付し、推進班で年に2～3回戸別訪問しています。

別海町の取り組みを伺い、ダイレクトメールなどまだまだ自分達でもできることが沢山あると思いました。



別海町農業委員会の小野会長

別海町酪農研修牧場にて



(有)別海町酪農研修牧場の吉田牧場長

別海町西春別にある、(有)別海町酪農研修牧場を視察しました。

新規就農支援・酪農ヘルパーの育成等を目的に、平成9年より夫婦88組（道外76組）と5人の独身者を受け入れています。会社は、別海町と町内3農協及び備べつかい乳業興社からの出資と、つなぎタイプ牛舎60頭（家族経営モデル）とフリーストール牛舎の154頭の生乳販売と個体販売によって運営されています。

研修生は社員となり、給料は男性17万円強、女性15万円弱が支給され厚生年金制度等も完備しています。研修作業時間は実働8時間、休日は4週4休で子育て支援として保育室も設置され、酪農の基本的知識や実践的技術を3年間研修します。

新規就農者に対し、町・農協が中心となり関係機関が連携してサポートし、就農時一時金交付、固定資産

税の減免、または農場リース代（公社牧場）の一部補助等を行っています。これらの取り組みにより、夫婦72組が就農に至っています。

北見農業試験場の小麦育種

麦類グループでは現在、秋まき小麦の「北見92号」（菓子向け）、「北見93号」（うどん向け）の他、現在種の「きたほなみ」や「きたもえ」などの品種、さらに春まき小麦についても「北見春78号」、「北見春79号」、「はるひかり」、「はるゆたか」など新品種の育成を行っています。なお、小麦の新品種が誕生するまでには、約10～12年かかるとのこと。

品種改良の目的は多収、耐穂発芽、耐病性、良品質などですが、秋まき小麦では「北見92号」、「北見93号」と合わせ新たに「北見94号」の試験栽培を始めています。



北見農業試験場の富田研究主幹

本別町賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料は廃止され、農地法第52条の規定に基づき農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。農業経営基盤強化促進法で賃借され公告した本別町の実勢賃借料を集計しましたので、賃借料の判断材料としてご活用ください。

H28年1月～12月に公告した賃借料水準

(畑：10aあたり)

最高額	最低額	平均額	データ数
7,720円	4,580円	6,540円	29筆

※件数が少ないため、地区別ではなく、町内全体で提供します。
 ※金額は算出結果の10円未満を四捨五入しています。
 ※平均額は加重平均したものです。

一連の説明のあと、黒穂なまぐさ病について質問したところ「北見や十勝では、まだ発生事例はないが心配な病害です」とのことでした。

～39歳までの皆様へ

農業者年金の 政策支援加入で 将来の安心を!



政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

農業者年金への加入・相談等については、JA本別町管理部企画課
もしくは農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会

TEL 22-8125

編集後記

昨年は、天候不順や台風の影響で畑作物に大きな被害が発生した。また、酪農・畜産においても、飼料作物の低収量、品質低下などの被害が発生し、今後の乳量の低下や病傷事故の増加が心配である。

「中西騒ぐ」という相場格言がある。株式や金融において使われている格言ではあるが、農業においても「中西荒れる」と言われる年配の農家さんがいる。実際、申年だった昨年の農業は、年初からの降雨や風害、遅霜、最後は8月の度重なる台風によって、本当に「大騒ぎ」となって農業者を翻弄した。

格言では、今年も騒ぐ年となるそうだが、干支の中で唯一翼を持つ酉。良い意味での「大騒ぎ」となって、今年の農業が空高く羽ばたけるよう期待したい。

広報副委員長 小笠原 徹